



「広報那須」のモニターを募集します

より良い広報紙を作るため、広報モニターを公募します。

▼資格 町に住所を有する満20歳以上の方

▼募集人数 5人以内

▼選考 地区、性別、年齢構成等を考慮のうえ、選考します。

▼委嘱期間 委嘱の日～令和9年3月31日

▼職務 町民の身近な活動や情報を見や提案をします。

▼申込方法 事項を記入し提出してください。

※応募用紙は企画政策課窓口またはホームページから取得できます。

▼募集期間 3月13日(金)まで

▼申込み・問合せ 企画政策課

広報広聴係 ☎ 72-6935



ホームページ

事業活動で排出される
びん類の適正処理に
ご協力ください

事業活動で排出されるびん類は、原則「産業廃棄物」に分類されます。これまで、「事業系一般廃棄物」

とし、町の責任でクリーンステーション那須で受け入れをしていました。

4月以降は、この「みなし処理」を行わないため、事業者の責任で産業廃棄物として処理をする必要があります。

産業廃棄物の処理は、法律に基づいた適切な処理ルートを利用する必要があります。事業者の皆さんの適正処理へのご理解とご協力をお願いします。

産業廃棄物の処分に閑すること

（公社）県産業資源循環協会 ☎ 028-612-8016

▼問合せ 環境課環境衛生係 ☎ 72-6916

産業廃棄物の処分に閑すること
（公社）県産業資源循環協会 ☎ 028-612-8016

2月は「猫の正しい飼い方推進月間」です

人と猫がともに快適な環境で暮らすために、猫の正しい飼い方、野良猫との正しい付き合い方に努めましょう。

▼猫の飼い主の皆さんへ 愛猫と幸せに暮らせるよう、猫の習性を理解し、ルールを守って猫を正しく飼いましょう。

▼野良猫への無責任な餌やりはやめましょう 無責任な餌やりは、周囲への迷惑となるだけでなく、飼い主のいない猫をむやみに増やすことがあります。無責任な餌やりはやめましょう。

▼問合せ 栃木県動物愛護指導センター ☎ 028-684-5458 環境課環境衛生係 ☎ 72-6916



浄化槽法定検査手数料改定のお知らせ

浄化槽法定検査手数料改定のお知らせ

4月1日から、浄化槽の法定検査手数料が改定されます。

新設の浄化槽が対象で、設置工事の状況を中心に確認する検査です。

▼浄化槽法第7条検査

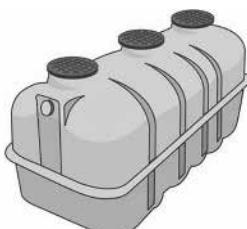
（使用開始後に1回実施）

新設の浄化槽が対象で、設置工事

の状況を中心に確認する検査です。

人 槽	R8.4.1 以降 (新手数料)	R8.3.31 まで (旧手数料)
5 ~ 50	11,000 円	9,000 円
51 ~ 500	18,000 円	15,000 円
501 ~	34,000 円	32,000 円

▼問合せ 一般社団法人栃木県浄化槽協会 ☎ 028-633-1650



▼浄化槽法第11条検査（毎年1回実施）

すべての浄化槽が対象で、保守点検および清掃の状況を中心に確認する検査です。